山形県正社員雇用促進奨励金（離職者支援）のご案内

～新型コロナにより就労の場を失った方の再就職を支援します～

新型コロナウイルスの影響下において、離職を余儀なくされた県民の就業先の確保を支援します。

新型コロナウイルス感染症拡大により就労の場を失った方を以下の条件を満たして雇用した場合、
事業者に対し、対象者１人につき30万円（中小企業等の場合）を支給します。

○奨励金の対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

①令和３年２月１日から令和４年１月31日の間に以下の対象者の正社員雇用を開始し、１か月以上継続して雇用している

※ 新規卒業者（令和３年３月に学校等を卒業）の正規雇用は対象となりません

②山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること

○雇用の対象者

以下の要件をすべて満たす者

①令和２年４月１日以降、新型コロナを起因として解雇・雇止めされた者
②雇入れ日において県内に居住しかつ県内事業所に勤務する者
③解雇・雇止め時、県内に居住しかつ県内事業所に勤務していた者
④雇用日の前日から過去６か月間に当該事業所で就労していない者
⑤当該事業所の代表者または取締役の３親等以内の親族でない者

○奨励金

中小企業等　**30万円／人**　　大企業　**10万円／人**

○受付期間

雇入れ日以後１か月を経過する日から令和４年３月７日まで

○申請手続

＊「山形県正社員雇用促進奨励金支給申請書（様式第１号）」に必要事項をご記入ください。

≪添付書類≫

・雇用契約書、雇用通知書、辞令書等の写し
・出勤簿（タイムカード等）及び賃金台帳（明細書等）の写し
・雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し
・雇用保険被保険者離職票-２や雇用保険受給資格者証の写し等（離職理由が記載されたもの）
　＊書類が準備できない場合は、下記担当へお問い合わせください。
　＊離職理由が定年退職、自己都合退職は除きます。
・誓約書（様式第２号）

＜お問合せ先・提出先＞
〒990-8570　山形県山形市松波二丁目８番１号
山形県産業労働部 雇用・コロナ失業対策課
電話023－630－3245　　FAX023－630－2376

詳しくは県ホームページ☞　山形県　正社員雇用　検索

R3.4.1